

## 第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会（第1回）議事要旨

### 1 日時

平成30年8月28日（火）13時30分から15時まで

### 2 場所

三重県合同ビル4階 G402会議室

### 3 出席者

国立大学法人岐阜大学応用生物科学部 教授 杉山 誠 委員

公益社団法人三重県獣医師会 会長 永田 克行 委員

【兼 公益財団法人三重県動物管理事務所 理事長】

公益社団法人日本愛玩動物協会三重県支部 支部長 奥野 恵子 委員

津市環境部環境保全課 課長 西川 直希 委員

大紀町環境水道課 参事 西 直己 委員

三重県保健所長会 副会長 林 宣男 委員

【兼 三重県鈴鹿保健所 所長】

三重県動物愛護推進センター 所長 久米 徹 委員

※山越委員（三重県動物愛護推進員）及び平田委員（四日市市保健所副所長兼衛生指導課長）は欠席

#### （事務局）

三重県医療保健部食品安全課

食品安全課長 中井

生活衛生・動物愛護班長 松田、同班 山中、安藤

### 4 配布資料

資料1-1 第2次三重県動物愛護管理推進計画の改訂について

資料1-2 動物愛護管理基本指針の改正検討スケジュールについて

資料1-3 第3次三重県動物愛護管理推進計画改定スケジュール（案）

資料2 第2次三重県動物愛護管理推進計画の進捗状況について

資料3 今後重点的に推進するべき取組内容

その他参考資料

### 5 会長及び副会長の選任

検討会設置後初めての会議のため、「第3次三重県動物愛護管理推進計画検討会設置要綱」の規定により座長の選任を行い、林委員が座長に就任した。

## 6 要旨

### ①第2次三重県動物愛護管理推進計画の改訂について

(事務局より改訂に関するスケジュール等について説明)

(委員より)

○国会において、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、「動愛法」という。)の改正スケジュールが不明確なことから、それに続く「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)についても改正の見通しが立たない現状ということは理解した。

○本検討会の設置要綱では委員の任期は1年となっているが、法改正に係る実情を鑑み、任期を延長するなどの対応を検討してはどうか。

○要綱を改正するならば、任期を複数年に渡る形とし、代替者が在任期間を引き継げるよう改正を検討してもらいたい。

### ②第2次三重県動物愛護管理推進計画の進捗状況について

(事務局より現行の推進計画に関する進捗状況等について説明)

(以下、委員より)

#### (1) 動物愛護の普及啓発

○動愛法は理念を第1としており、普及啓発への取組みが最重要と考える。

○例えば、大学等において動物に関する講義を活用して、実験動物や動物愛護の視点を取り入れた内容とするなど、大学と県が協力することで、より広く普及が進められるのではないか。

#### (2) 適正飼養の推進

○犬・猫の引取り数が行動目標となっていることに関して、動愛法の改正に基づき、窓口において引取りを拒否していると聞いた。結果的に地域のボランティアなど等に負担がかかっているか。

○行政の関与しないボランティアの引取などの数字の反映はどうなるのか。

○各自治体では殺処分ゼロを目標にかかげて、このゼロを達成するために様々な問題も起きていると聞いている。実際人間と動物の関係で本当にゼロがあり得るのか。人間と動物がどの様に共生するのか考えて行う啓発活動が最も重要と考える。

○殺処分ゼロという言葉に囚われすぎると上手くいかないように思う。この目標は(永続的に)達成が保証されるものではなく、たまたまその年がゼロであったとしても、翌年度に同じことをしてゼロになるとは限

らない。あくまでも殺処分ゼロを目指して色々なことを取組むという姿勢が重要であると考える。

- 殺処分の数は、確実に減っている。効果のある活動が出来ていると感じる。
- これら実績をこういった検証の場へ出して理解を得て、公開することで県民や飼い主らの理解へつなげる。「なるほど、この取り組みを進めていけば、限りなく殺処分はゼロに近づくんだ」といったような理解を得ていくのが大事なのではないか。

### (3) 動物による危害や迷惑問題の防止

- 問い合わせ件数が少ないということは、危害や迷惑問題の件数も少なくなっているということで目標を設定したと理解している。しかし、行政のサービスの在り方は、動物問題に限らず、住民が困っていることがあれば、どんどん相談して一緒になって考えますというスタンスが必要と思われる。
- これを考えれば、啓発が推進されると、問い合わせ件数の増加につながる事となる。
- 例えば、この件数のうち何%改善されたなどの目標値が適しているのではないか。
- 目標設定については、再考した方が良い。

### (4) 所有者明示の推進

- 国も進めているのがマイクロチップの装着だが、明示という目で見えるイメージなので、マイクロチップは入っていても、入っていなくても外見上わからないので、明示率に含めることに違和感がある。
- 猫については、完全室内飼育の場合もあることから、この明示率の算出方法を整理すべき。
- 犬については、狂犬病予防法に基づく鑑札と注射済票の装着義務がある。この観点から行くと現行の目標値は低い。法律は守らなければいけないのだから本来目標は100%にしなければいけない。
- 目標を低く設定するというのは県が法律違反を認めているという印象を招く可能性もあることから、考え方の整理は必要と考える。
- 目標設定については、再考した方が良い。

### (5) 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成

- 動物愛護推進員の活動内容が明確でないことから、分かりづらい。

(6) 動物取扱業の適正化

- 違反件数を「0」とするのではなく、目標設定自体に、再検討が必要と考える。違反件数が「0」というのは、当たり前のことなのではないか。
- 目標設定については、再考した方が良い。

(7) 実験動物、産業動物の適正な取扱いの推進

- 県内で実験動物を扱う大学等の協力を得ながら、内容の充実を検討する必要がある。

(8) 災害時対策

- 今後、重要となる対策である。近年発生している災害において、被災自治体では様々な対応がなされている。ペットの同行避難など、以前では考えられなかったことが、当たり前の対応として求められている。
- 過去の事例を参考に各市町の理解を得ながら、明日は我が身の姿勢で取り組まなければならない。

③今後重点的に推進するべき取組内容について

(以下、事務局より現行推進計画に関する進捗状況等について説明)

- 本来、国の基本指針が定まった後、基本指針に即して推進計画のフレームが固まるのがこの計画である。
- 現状、指針がどのようなものになるか案が出ていないことから、三重県が現在取り組んでいる事業を元に、今後推進すべき取組として取りまとめたものを、事務局案として示した。
- 案としては、「殺処分ゼロに向けた取組」「災害時などの危機管理対応の取組」「さまざまな主体との協創の取組」があり、この3つは、あすまいるの3つの取組みでもある。第3次計画では、この3つの取組みを中心に検討したい。
- 特に第3次計画では、災害時対応が三重県は十分でないことから進めていきたい。また災害時に対応した動物に関するガイドラインの作成についても取り組む必要がある。
- 「殺処分ゼロに向けた取組」では、殺処分ゼロの考え方の整理が必要である。殺処分ゼロは、本県も含めて全国的に各自治体が掲げる目標であるが、それぞれの定義により、各自治体でその内容が徐々に乖離している。
- 現在、環境省がその整理を行っているところであるが、本県としては、生後間もない幼若な個体、病気やケガで死亡した個体などは全体から除いて、算出しているところである。動愛法や基本指針の改正に伴い、

全国的に統一された定義となる可能性もあることから、国の基準をふまえ本県の基準を整理する必要がある。